

# 簡易課税制度の概要とその見直しについて①

一般課税

納付税額

=

課税売上に  
係る消費税額

-

課税仕入れ等に  
係る消費税額(実額)

事業者の納税事務の負担等を軽減するため、

・課税売上高が1,000万円以下の事業者

→免税

・課税売上高が5,000万円以下の事業者

→課税売上高から納付する消費税額を計算する簡易課税制度が選択可能

簡易課税

納付税額

=

課税売上に  
係る消費税額

-

課税売上  
に係る消費税額 × みなし  
仕入率

【下表の赤字部分は、平成27年4月1日以降に開始する課税期間から適用】

事業区分	該当事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業 (他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)	90%
第二種事業	小売業 (他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの)	80%
第三種事業	農業、建設業、製造業、電気業、ガス業、水道業など	70%
第四種事業	第一種から第三種、第五種、第六種に該当しない事業	60%
第五種事業	運輸通信業、サービス業、 <b>金融業・保険業</b>	50%
<b>第六種事業</b>	<b>不動産業</b> ※	<b>40%</b>

※第一種事業から第三種事業までの事業に該当するものは除かれる。例えば、他者が建築した住宅を購入してそのまま販売するものは、第一種事業又は第二種事業に該当し、自ら建築した住宅を販売するものは、第三種事業の建設業に該当する。(消費税法基本通達13-2-4)

## 簡易課税制度の概要とその見直しについて②

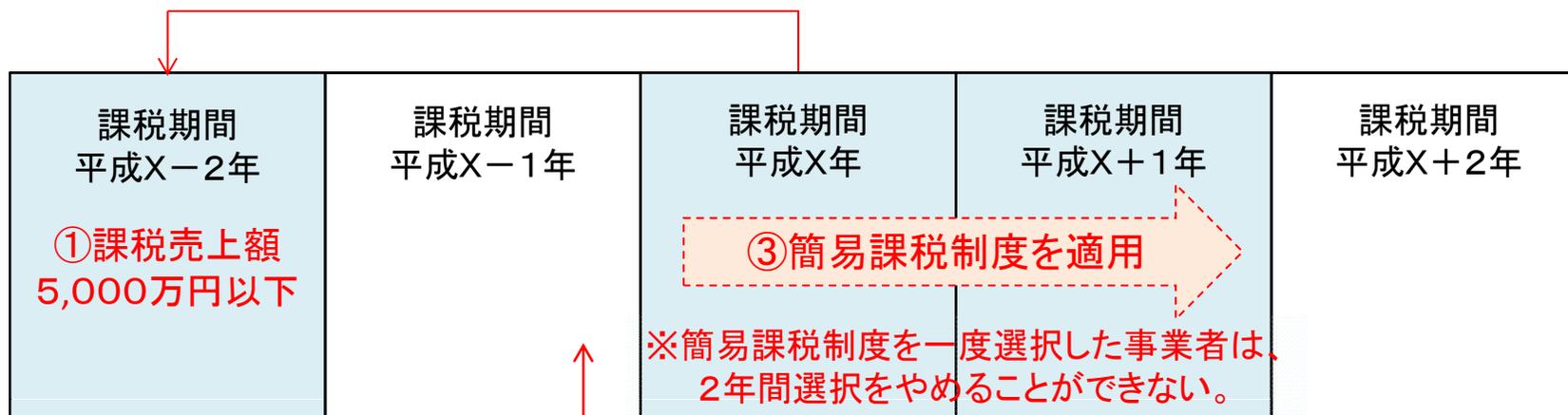
### 簡易課税制度の適用方法

事業者は以下の条件を満たすことにより、簡易課税制度(みなし仕入率)の適用を受けることができる。

- 適用対象の課税期間の前々年(個人)又は前々事業年度(法人)の課税売上額が5,000万円以下
- 適用対象の課税期間が開始するまでに、簡易課税制度を選択する旨を所管税務署に届け出

(※)簡易課税制度を一度選択した事業者は、2年間選択をやめることができない。

※前々年(個人)又は前々事業年度(法人)の課税売上額を参照



②簡易課税制度の選択を税務署に届出  
(適用を受けようとする課税期間の開始日の前日まで)

### みなし仕入れ率の見直しスケジュール(不動産業)

(※)平成26年9月末までに簡易課税制度の選択を届け出た場合は、2年間の経過措置を適用

